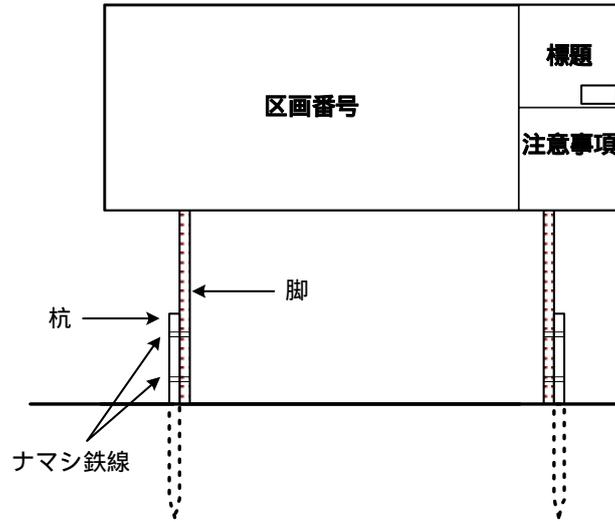


広島県知事選挙に係るポスター掲示場の作製、設置及び撤去業務（中区）仕様書

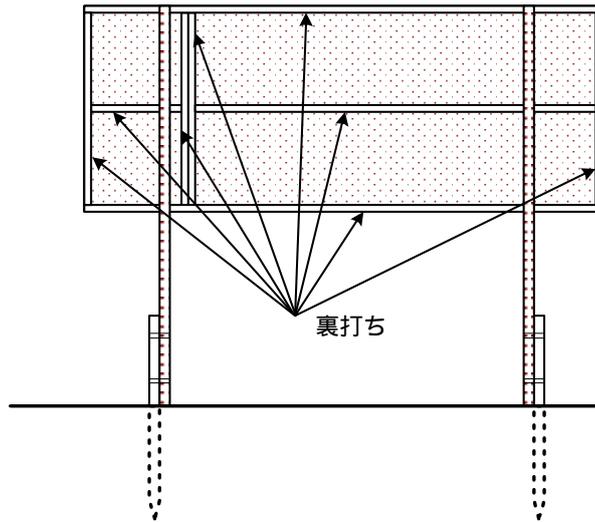
- 1 ポスター掲示場（以下、「掲示場」という。）の各部の名称は、別紙1のとおりとする。
- 2 掲示場の材質及び寸法等は、別紙2及び別添「ポスター掲示場の設計図」のとおりとする。
- 3 掲示場の数量は、別紙3のとおりとする。
- 4 掲示場の設置箇所及び掲示場の番号は、別添「ポスター掲示場設置場所一覧表」のとおりとする。ただし、設置開始までに設置箇所が変更されることもあり得るので、後記6の別紙5の1(3)のとおり、設置前に区選挙管理委員会事務局職員から設置場所について詳細な指示を受けること。
- 5 掲示板の印刷は、別紙4のとおりとする。
- 6 受注者の業務は、別紙5のとおりとする。
- 7 その他
この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、広島市選挙管理委員会事務局と受注者が協議して定めるものとする。
- 8 添付書類
ポスター掲示場の設計図
ポスター掲示場設置場所一覧表

ポスター掲示場の各部の名称

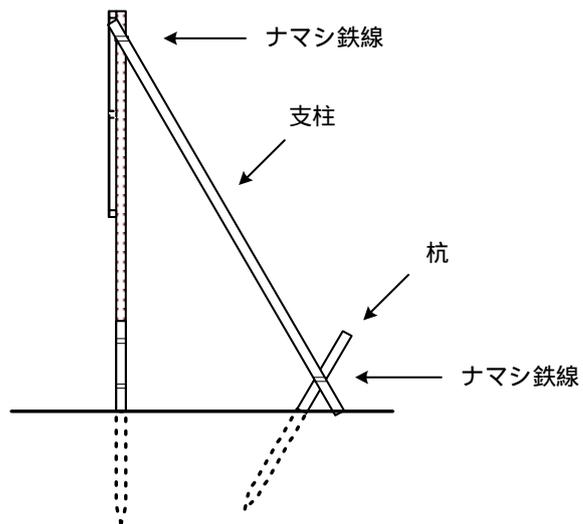
(正面図)



(裏面図)



(側面図)



ポスター掲示場の材質及び寸法等について

ポスター掲示場の材質及び寸法等は、別表のとおりとする。

【留意事項】

第1 掲示板について

- (1) 使用期間中は、風雨に耐えうるものであること。
- (2) 掲示板として再生パルプ耐水ボード（グリーンマーク表示品）を使用する場合は、当該品が上下左右の側面から浸水しないものであること。
- (3) 掲示板としてPET樹脂再生ボード（エコマーク認定品）を使用する場合は、当該品が難燃性を有すること。
- (4) 掲示板としてポリプロピレン樹脂ボード（エコマーク認定品）を使用する場合は、遮光性を有するものであること。
- (5) 押しピン又は両面テープのどちらでもポスターを掲示することができるものであること。

第2 釘及び針金について

1 掲示板と掲示板の裏打ちタルキをとめる場合

- (1) 25 mm以上の釘を約 200 mm間隔で使用する。
- (2) 掲示板の表面が釘の錆などで汚れないように、次のような防止策を施すこと。
 - ① ユニクロボード釘を使用し、釘の頭を塗装する。
 - ② メッキ処理した釘を使用する。
- (3) 裏打ちタルキ（横）を掲示板の中央に取り付ける場合は、区画番号の上下の区切線上に釘を打つことができる位置とすること。
- (4) 掲示板が釘の頭を抜けて落下するおそれのある場合は、その防止策を施すこと。

2 掲示板の裏打ちと脚のタルキどうしをとめる場合

- (1) 接合箇所1箇所につき、釘を2本使用し、脚1本につき2箇所以上でとめること。
- (2) 釘は60 mm以上のスクリーナー釘を使用し、掲示板側から脚側に向けて打つこと。掲示板が落下するおそれがある場合は、その防止策を施すこと。
- (3) 掲示板の表面が釘の錆などで汚れるおそれがある場合は、メッキ処理したスクリーナー釘またはステンレススクリーナー釘を使用すること。
- (4) 掲示板の裏打ちと脚のタルキが外れるおそれのある場合は、その防止策を施すこと。

3 掲示板の脚と支柱のタルキどうしをとめる場合

- (1) 接合箇所1箇所につき、釘を2本以上使用し、かつ、ナマシ鉄線を二重に使用してとめること。
- (2) 釘は70 mm以上のものを使用すること。接合箇所が外れるおそれがある場合は、スクリーナー釘を使用すること。
- (3) ナマシ鉄線は12番（2.6 mm）以上のものを使用すること。
- (4) 掲示板の脚と支柱のタルキが外れるおそれのある場合は、その防止策を施すこと。

4 掲示板の脚と杭のタルキどうしをとめる場合

- (1) 脚ごとに、ナマシ鉄線を二重に使用して、2箇所以上でとめること。
- (2) ナマシ鉄線は12番（2.6 mm）以上のものを使用すること。

5 掲示板の支柱と杭のタルキどうしをとめる場合

- (1) 支柱ごとに、ナマシ鉄線を二重に使用してとめること。
- (2) ナマシ鉄線は12番（2.6 mm）以上のものを使用すること。

- 6 接合には、釘の代わりにビスを使用してもよい。ただし、ビスの本数や接合箇所数は釘による場合と同じ数とし、接合部分が外れないよう釘を使用する場合と同等以上の強度を保つこと。また、錆による汚れ防止及び落下防止についても釘を使用する場合と同様の防止策を施すこと。
- 7 原則として上記1から6以外の方法による部材の接合は認めないが、これにより難しい場合は、受注者は、事前に区選挙管理委員会事務局に協議し、その承諾を得ること。

第3 掲示場の特別な設置方法について

1 掲示場をフェンスに直接とめる場合

- (1) 掲示場の脚ごとに、針金を使用して、2箇所以上でとめること。
- (2) 針金は14番(2.0mm)以上のビニールコーティングしたものを使用すること。
- (3) フェンスを傷つけるおそれのある場合は、養生すること。

2 掲示場をガードレール等に直接とめる場合

- (1) 掲示場はガードレール等の裏面側(車道等の反対側)に設置し、掲示板がビームに隠されない高さとする。ただし、裏面側が急勾配の法面や河川・水路敷等になっているため設置スペースの確保が困難な場合や設置作業に転落等の危険を伴うなどの場合において、表面側に設置しても交通の支障にならないときは、表面側に設置することも可とする。
- (2) 掲示場の脚ごとに、ナマン鉄線を二重に使用してとめること。
- (3) ナマン鉄線は12番(2.6mm)以上のものを使用すること。
- (4) ガードレール等を傷つけるおそれのある場合は、養生すること。

3 掲示場をブロック塀に直接とめる場合

- (1) 木枠などを使用する場合は、掲示場の脚ごとにとめること。
- (2) 針金を使用する場合は、掲示場をブロック塀の内側に引っ張ってとめること。なお、針金は14番(2.0mm)以上のものを使用すること。
- (3) ブロック塀を傷つけるおそれのある場合は、養生すること。

4 上記以外の方法により掲示場を設置する必要が生じた場合、受注者は、区選挙管理委員会事務局に報告し、その指示する方法により設置すること。

第4 2枚以上の掲示板の接合について(該当する場合のみ)

- (1) 2枚以上のボードを継ぎ足す場合は、掲示場に向かって右側(標題部分のある側)に横幅の大きい再生ボードを使用すること。その際、上下の位置をそろえて接合し、双方の掲示板印刷面に隙間及び段差を生じさせないこと。
- (2) 掲示板の接合には、55mm以上のビス又はステンレススクリュー釘を使用して、3箇所以上でとめること。
- (3) 接合箇所が外れるおそれがある場合は、双方の掲示板の裏打ちタルキの上下部分に、掲示板の接合部分から左右の位置が均等になるようつなぎをあて、それぞれ55mm以上のビス又はステンレススクリュー釘を使用して、2箇所以上でとめること。

別表

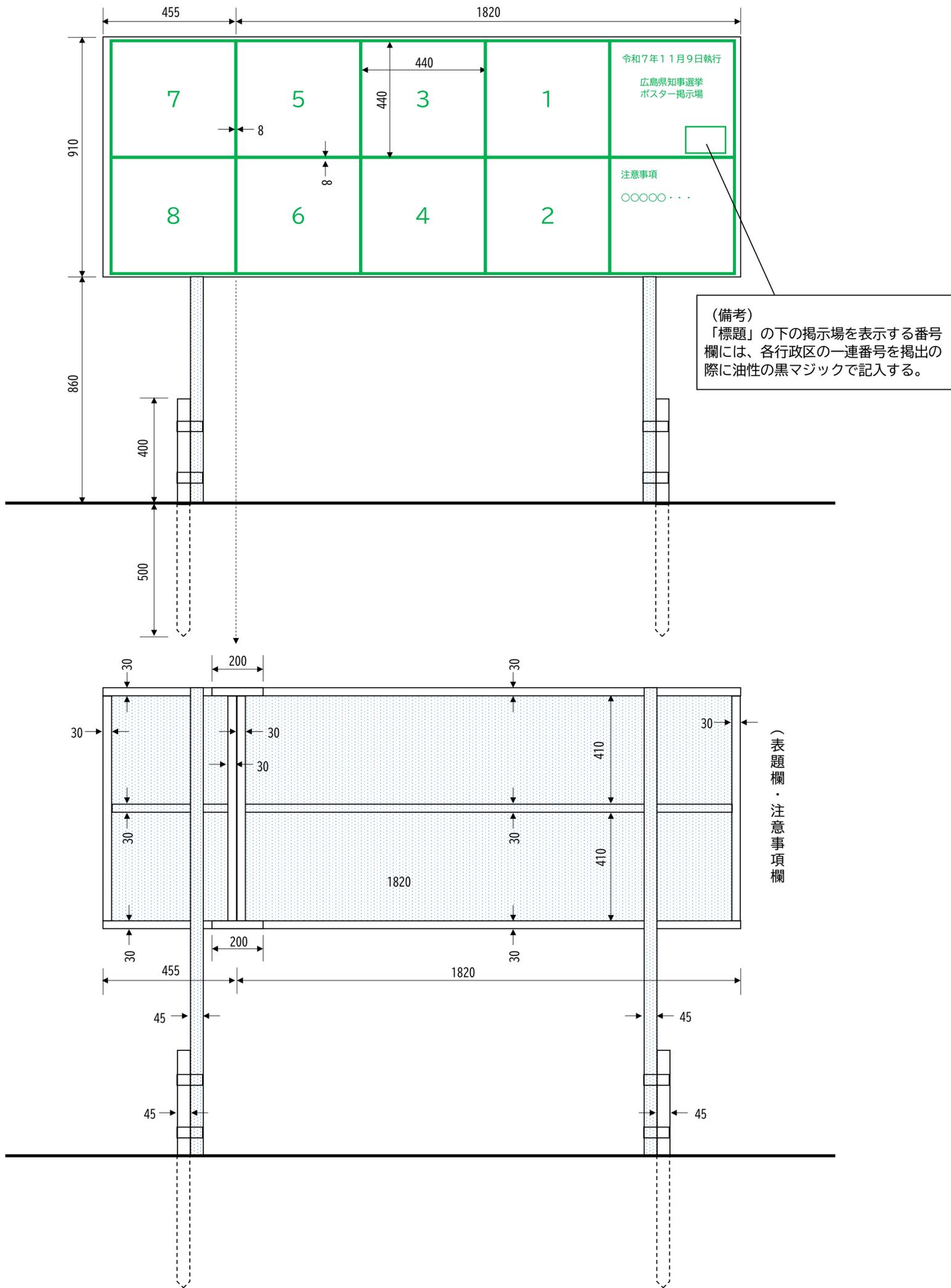
(ポスター掲示場一箇所あたり)

区 分		広島県知事選挙 (8区画)			備 考
部 位	材 質	寸法等	数量		
1 掲示板	PET樹脂再生ボード (エコマーク認定品) 又は 再生パルプ耐水ボード (グリーンマーク表示品)	縦910mm 横1,820mm 厚3.0~4.0mm	1 枚	掲示板の印刷面は白色とすること。(2枚以上のボードを継ぎ足す場合は、それらが同じ白色であること。)エコマーク認定品又はグリーンマーク表示品である旨の表示は、掲示板の表面又は裏面にすること。	
	又は ポリプロピレン樹脂ボード (エコマーク認定品) 又は 発注者が同等と認める リサイクル可能なもの	縦910mm 横455mm 厚3.0~4.0mm	1 枚		
2 脚	平タルキ	(太さ) 45mm×45mm (長さ) 1,770mm	2 本		
3 杭	〃	〃 900mm	4 本	長さは900~1,000mm可	
4 支柱	〃	〃 2,000mm	2 本		
5 裏打ち	縦・側	〃 30mm×30mm 850mm	4 本	太さは30mm×40mmも可 ただし、40mmの側を掲示板に接合すること。	
	横・側	〃 1,820mm	2 本		
		〃 455mm	2 本		
	横・中	〃 1,760mm	1 本		
		〃 395mm	1 本		
6 つなぎ	横・側	〃 200mm	2 本		

※ 6区画に2区画を追加する方式で設計し算出しているが、最初から8区画分として設計することも可【8区画の場合】

※ 別添「ポスター掲示場の設計図」を参照(設計図は標準の規格を記載している。)

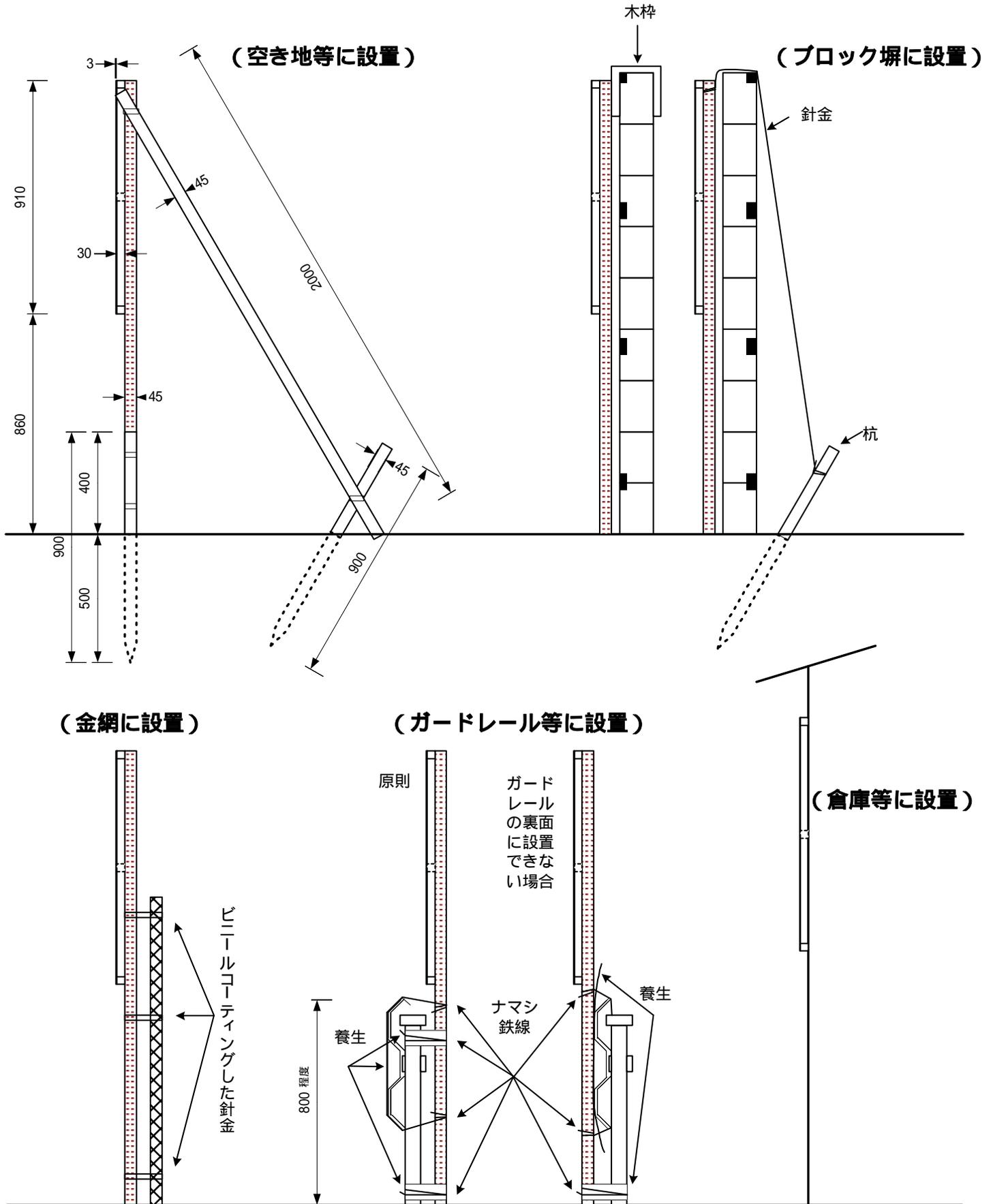
ポスター掲示場の設計図



※ 表示している大きさは、標準的なサイズである。

ポスター掲示場の設計図（側面図）

（単位 mm）



表示している設置方法は標準的なものである。
 掲示板の高さについては、掲示板が隠れないよう現況に合わせること。
 また、掲示場設置に当たっては、設置場所の農作物、樹木、道路施設、器物等をき損しないこと。

ポスター掲示場の数量

設置方法別の設置箇所は、設置時の状況等により、多少の変動があります。

(区全体の数は変わりません。)

区 分		設置箇所数	設置方法			
			①空き地等に設置し、支えが いる場合	②金網、ブロック塀等に設置し、支えが ない場合	②のうち、ガードレール等に設置するもの (内数)	③倉庫等の壁面等に直接取り付ける場合
		箇所	箇所	箇所		箇所
中区	県知事選挙	178	113	65	0	0

ポスター掲示場設置場所一覧表

広島県知事選挙

ポスター掲示場設置場所報告

広島市中区

投票区名	設置場所			設置数	
白島第一	1	白島北町19番1号 上野学園ホール南東側植込み	2	白島中町5番1号 ヤマト運輸(株)北側フェンス	7
	4	白島北町18番 広島県営長寿園アパート北棟前	5	白島中町10番 白島中町公園南側	
	7	白島九軒町25番 東部河岸緑地			
白島第二	8	西白島町7番 西白島公園南側	9	東白島町23番 東白島公園南側	8
	11	西白島町26番3号 白島小学校正門横	12	西白島町26番3号 白島小学校南門横	
	14	東白島町19番16号 広島はくしま病院(旧通信病院)南側	169	西白島町25番 アストラムライン城北駅改札口向い側植込み	
基町	15	基町18番 基町ショッピングセンター前バス停西側植込み	16	基町18番 基町高層アパート18号南側植込み	7
	18	基町20番2号 基町小学校南側	19	基町21番 中国放送前公園東側	
	21	基町7番33号 広島市民病院西側			
幟町	22	上八丁堀2番6号 広島拘置所宏武館東側	23	上幟町6番29号 幟町中学校南側	7
	25	八丁堀3番 京口門公園東側	26	幟町3番10号 幟町小学校通用門横	
	28	橋本町8番 橋本町公園西側			
堀川	29	銀山町18番 東部河岸緑地	30	銀山町17番 東部河岸緑地	6
	32	銀山町13番19号 徳栄寺東側	33	新天地7番 東新天地公共広場西側	
袋町	35	大手町二丁目5番 大手町第一公園北側	36	大手町二丁目5番 大手町第一公園集会所前	6
	38	袋町6番36号 袋町小学校平和資料館前	39	袋町9番 袋町公園北側	
大手	41	大手町三丁目1番 NHK広島放送センター前平和大通り緑地帯	42	大手町三丁目11番 大手町第二公園東側	7
	44	大手町四丁目4番4号 広島みらい創生高等学校東側植込み	45	大手町五丁目15番 大手町第三公園西側	
	47	大手町五丁目19番7号 広島市消防局自動車整備工場西側			

ポスター掲示場設置場所報告

広島市中区

投票区名	設置場所			設置数	
竹屋	48	東平塚町6番 平塚公園南側	49	鶴見町4番 田中医院前平和大通り緑地帯	8
	51	鶴見町8番49号 竹屋小学校正門横	52	鶴見町8番49号 竹屋小学校裏門横	
	54	竹屋町2番42号 中国電力ネットワーク(株)広島ネットワークセンター正門横	55	昭和町13番 東部河岸緑地	
国泰寺	56	小町3番 マスタビル前平和大通り緑地帯	57	小町 並木通りガレージ前平和大通り緑地帯	9
	59	富士見町 信金中央金庫中国支店前平和大通り緑地帯	60	富士見町11番27号 広島市保健所西側	
	62	国泰寺町一丁目7番 国泰寺公園北側	63	国泰寺町一丁目1番41号 国泰寺中学校正門横	
千田第一	65	千田町一丁目9番6号 広島赤十字原爆病院西側	66	千田町一丁目9番6号 広島赤十字原爆病院南側	8
	68	東千田町二丁目1番34号 千田小学校正門横	69	東千田町二丁目1番34号 千田小学校東門横	
	71	平野町10番16号 (株)ヒロデンプラザ北側	168	東千田町一丁目1番 東千田公園北側	
千田第二	72	千田町二丁目5番 千田第一公園東側	73	千田町三丁目8番 千田公園北側	7
	75	千田町三丁目8番24号 広島市工業技術センター東側	76	千田町三丁目8番 千田公園南側	
	78	南千田東町7番 南千田公園西側			
中島	79	中島町1番 土谷病院前平和大通り緑地帯	80	加古町3番3号 広島市文化交流会館(旧広島厚生年金会館)東側	7
	82	加古町10番8号 中島小学校正門横	83	住吉町5番10号 住吉神社東側	
	173	中島町1番 藤和平和公園ホームズ北側平和大通り緑地帯			
吉島第一	88	吉島西一丁目17番 吉島西第三公園北側	89	吉島東一丁目15番 ヒロコー第2駐車場西側	7
	91	吉島東一丁目27番26号 市営吉島東住宅公園東側	92	吉島西三丁目4番60号 吉島小学校北側	
	175	吉島西二丁目2番30号 法務省矯正研修所東側	93	吉島西三丁目4番60号 吉島小学校正門横	

ポスター掲示場設置場所報告

広島市中区

投票区名	設置場所			設置数	
吉島第二	94	吉島東三丁目1番 吉島東公園西側	95	光南一丁目6番 光南第一公園西側	8
	97	吉島東三丁目2番7号 吉島東小学校西門横	98	吉島新町一丁目26番 市営吉島アパートC棟北西植込み	
	100	吉島東二丁目17番30号 吉島福祉センター西側角植込み	170	吉島新町二丁目12番 吉島新町第三公園南側	
吉島第三	101	吉島西三丁目16番 下水道局管理地内	102	光南六丁目1番1号 第二吉島職員宿舍東側	9
	104	吉島西三丁目15番8号 広島少年鑑別所南側	105	光南二丁目26番 光南西公園東側	
	107	光南二丁目14番12号 吉島幼稚園南側	108	光南三丁目11番 光南公園西側	
広瀬	110	寺町3番3号 報専坊北西角	111	広瀬北町9番 西部河岸緑地	7
	113	広瀬北町6番 広瀬北町公園西側	114	広瀬町2番8号 広瀬小学校裏門横	
	116	西十日市町4番 西十日市公園西側			
本川	117	本川町三丁目2番 空鞆公園西側	118	本川町三丁目2番 空鞆公園南側	9
	120	本川町一丁目5番39号 本川小学校正門横	121	本川町一丁目5番39号 本川小学校南側	
	123	猫屋町6番 本川橋西詰本川公園東側	124	榎町11番 榎町公園西側	
神崎	125	舟入町1番 中国労働金庫前平和大通り緑地帯	126	河原町1番 中国新聞社前平和大通り緑地帯	8
	128	舟入町10番 舟入第一公園北側	129	舟入町10番 舟入第一公園東側	
	131	舟入中町1番36号 神崎小学校正門横	132	舟入中町1番36号 神崎小学校南門横	
舟入東	133	舟入川口町7番 舟入第三公園西側	134	舟入川口町7番 舟入第三公園南側	8
	136	舟入南一丁目4番4号 舟入高等学校西門横	137	舟入川口町 舟入南本川右岸公園緑地	
	139	舟入南四丁目18番21号 舟入保育園正門横	172	舟入南四丁目18番21号 舟入保育園北側	
舟入西	140	舟入幸町14番 舟入公園東側	141	西川口町16番 舟入第四公園北側	8
	143	舟入南二丁目9番48号 舟入小学校正門横	144	舟入南二丁目9番48号 舟入小学校西門横	
	146	舟入南三丁目12番 舟入第六公園北側	174	舟入南二丁目6番 舟入第二公園南側	
			96	吉島新町二丁目20番14号 県営吉島アパート6号館	
			99	光南四丁目14番 ちびっこ広場西側	
			103	光南六丁目1番1号 第二吉島職員宿舍西側	
			106	光南二丁目14番12号 吉島幼稚園東側	
			109	光南三丁目1番6号 光南集会所東側フェンス	
			112	広瀬北町6番 広瀬北町公園東側	
			115	広瀬町2番8号 広瀬小学校正門横	
			119	本川町二丁目5番13号 清住寺駐車場前	
			122	猫屋町6番 本川橋西詰本川公園西側	
			171	榎町11番 榎町公園北側	
			127	河原町2番 ちびっこ広場南側	
			130	河原町15番 河原町公園南側	
			135	舟入南一丁目4番4号 舟入高等学校正門横	
			138	舟入南四丁目1番 舟入東公園西側	
			142	舟入南二丁目6番 舟入第二公園東側	
			145	舟入南三丁目12番 舟入第六公園東側	

ポスター掲示場設置場所報告

広島市中区

投票区名	設置場所			設置数			
江波第一	147	舟入南六丁目4番 舟入第五公園南側	148	江波西一丁目15番 ちびっこ広場東側	8		
	150	江波西一丁目1番13号 江波中学校南門横	151	江波東一丁目11番15号 江波みなと住宅7号棟東側		149	江波西一丁目1番13号 江波中学校体育館通用門横
	153	江波東二丁目2番 江波東公園西側	154	江波本町 江波本町第一公園北側フェンス		152	江波東一丁目4番 江波北公園南側
江波第二	155	江波南一丁目15番 ちびっこ広場北側	156	江波南一丁目21番6号 江波保育園西側	157	江波南二丁目2番53号 江波小学校正門横	7
	158	江波南二丁目2番53号 江波小学校西門横	159	江波南二丁目23番13号 エバーグリーン江波山北側	160	江波南二丁目6番 ちびっこ広場東側	
	161	江波南二丁目1番12号 江波南第二公園南側					
江波第三	162	江波二本松一丁目1番 江波皿山公園東側	163	江波西二丁目1番1号 江波皿山住宅東側	164	江波西二丁目14番 栄光こども園北隣広場東側	6
	165	江波南三丁目4番 ちびっこ広場西側	166	江波南三丁目14番4号 市営江波緑住宅北側	167	江波栄町10番 江波栄町公園西側	
吉島第四	85	吉島町7番 吉島第一公園南側	86	羽衣町16番 吉島公園東側角	87	吉島西二丁目1番 吉島西第二公園北側	6
	176	羽衣町16番 吉島公園南側	177	吉島町13番 広島刑務所鍛錬場棟西側	178	吉島西一丁目10番4号 大幸産業株式会社広島支店前フェンス	
計 24投票区						計 178	

広島県知事選挙 ポスター掲示場の印刷 (中区)

区画番号欄

7	5	3	1	<p>令和7年11月9日執行</p> <p>広島県知事選挙 ポスター掲示場</p> <p>広島市中区選挙管理委員会</p> <p>掲示場の維持管理に 関するお問い合わせ先 <input type="text"/></p> <p>(082) 504-2820</p>	<p>標 題 欄</p> <p>ポスター 掲示場の 番号欄</p>
8	6	4	2	<p>注意事項</p> <p>○ポスターは、立候補の届出の順 位と同じ番号の表示してある区 画にはってください。</p> <p>○この掲示場は、広島県知事選挙 の候補者以外の方は使用できま せん。</p> <p>○掲示場をこわしたり、ポスター をやぶったりすると罰せられま す。</p> <p>9 <input type="text"/></p>	<p>注 意 事 項 欄</p> <p>グリーンマーク 又はエコマーク (表面に印刷 する場合)</p>

- 第1 印刷色
緑色（2枚以上のボードを継ぎ足す場合は、それらが同じ緑色であること。）
- 第2 文字種
ゴシック文字による横書きで、標題欄、注意事項欄及び区画番号欄を印刷すること。
標題欄、注意事項欄及び区画番号欄の文字の大きさは、区画の大きさとのバランスを考慮すること。
区画番号欄の番号は、算用数字を用い、数字の大きさは、縦100mm、横80mm、文字幅15mmとすること。
なお、線幅は8mmとすること。
- 第3 その他
印刷部分の月日に変更が生じた場合は、広島市選挙管理委員会の指示に従うこと。
グリーンマーク又はエコマークを表面に表示する場合は、注意事項欄の右下に表示することとし、大きさは幅50mmとすること。

受注者の業務について

受注者の業務は、次のとおりとする。

1 掲示場設置前

- (1) 受注者は、契約後、直ちに担当者の氏名、職名及び連絡先を広島市選挙管理委員会事務局（以下「市選管」という。）及び区選挙管理委員会事務局（以下「区選管」という。）に文書で報告すること。
- (2) 受注者は、契約後、市選管が別途指示する日までに「着手届」を市選管に提出すること。
- (3) 掲示場の設置場所等について、設置前に、区選管から「位置図」、「ポスター掲示場設置場所一覧表」及び「ポスター掲示場設置場所付近見取図」を受領するとともに、区選管職員から設置場所及び施行方法等について詳細な指示を受けること。
- (4) 掲示場の設置及び維持管理に従事する者のうち一人は作業責任者（会社社員）とし、作業員の指揮監督を行うこと。
なお、受注者は、契約後、市選管が別途指示する日までに、作業責任者及び主な作業員の住所、氏名、職名及び電話番号を、市選管及び区選管に「作業責任者及び作業員名簿の提出について」により報告すること。
- (5) 受注者は、市選管が別途指示する日までに、**受託業務実施計画書**を作成し、市選管及び区選管に各1部提出すること。
- (6) 受注者は、市選管が別途指示する日までに、印刷の版下原稿等（原寸大）を市選管に持参し、市選管職員の指示を受けること。なお、校正は責任校正とする。
- (7) 受注者は、設置前に、掲示板、タルキ等部材一組を区選管に持参し、区選管職員の確認を受けること。その場合手直し等も考えられることから、日程的に余裕を持って確認を受けること。

2 掲示場の設置

- (1) 掲示場は、令和7年10月6日（月）以後設置を開始し、令和7年10月17日（金）までに設置を完了すること。なお、設置開始については、事前に市選管及び区選管に電話連絡し、確認を受けること。
- (2) 設置にあたっては道路交通法等の法令を遵守するとともに、交通誘導警備等を行う者を配置し、交通安全の確保に努めること。
- (3) 掲示場の設置開始日から設置完了日までの間、設置が終了した掲示場の番号を区選管にファクス等により毎日報告すること。
- (4) 掲示場設置完了後、区選管職員の確認を受けること。この際、補修、移動等の指示があった場合は、区選管が指定する期間内に補修等を行った上で、区選管職員に再度確認を受けること。
- (5) 設置にあたっては次の点に注意するとともに、設置方法等に疑義が生じたときは、直ちに区選管職員の指示を求めること。
 - ① 掲示場設置場所の農作物、樹木、道路施設、器物等をき損しないこと。
 - ② 設置した掲示場が、歩行者や車両の通行・視界の妨げになっていないこと。
 - ③ ガードレール等へ設置する場合、ガードレール等の裏面側（ガードレールより路肩側）に設置することを原則とする。その際、ガードレール等で掲示板が隠れないよう掲示場の高さを調整すること。なお、裏面側では設置スペースの確保や固定が困難な場合、設置作業に転落の危険を伴う場合（路肩側が急勾配の法面や河川・水路敷等になっているなど）等で交通の支障にならないときは、表面側に設置することも可とする。
 - ④ 掲示場を坂道や窪地等に設置する場合、掲示場の脚を切る又は継ぎ足すなどして、掲示場を

水平にするとともに掲示板の位置を適当な高さ（目線の高さ）にすること。

- (6) 標題中の番号欄には、掲示場の番号を油性の黒マジックにより記入すること。
- (7) 受注者は、掲示場の設置完了後「設置届」を区選管を経由して市選管に提出すること。また、区選管には、掲示場設置後の掲示場の写真（掲示場の番号順に並べた写真台帳、又は掲示場の番号をファイル名に付した画像データ）を添付して提出すること。

3 掲示場の維持管理

- (1) 受注者は、掲示場の設置開始から掲示場の撤去完了までの期間内に、掲示場が原因で第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うこと。
- (2) 受注者は、掲示場の設置開始から掲示場の撤去完了までの期間内に、掲示場が風雨やいたずらなどにより破損したときは、直ちに補修すること。

4 掲示場の撤去

- (1) 掲示場は、令和7年11月10日（月）から撤去を開始し、令和7年11月14日（金）までに撤去を完了すること。ただし、無投票となった場合は、令和7年10月24日（金）から撤去を開始し、令和7年10月30日（木）までに撤去を完了すること。
- (2) 撤去にあたっては道路交通法等の法令を遵守するとともに、交通誘導警備等を行う者を配置し、交通安全の確保に努めること。
- (3) 掲示場の撤去開始日から撤去完了日までの間、撤去が終了した掲示場の番号を区選管にファクス等により毎日報告すること。
- (4) 掲示場の撤去にあたっては、番線、釘、針金などの切れ端も確実に回収すること。
- (5) 掲示場の候補者のポスター等は、有権者の目にふれることのないよう処理すること。
- (6) 掲示場撤去完了後、区選管職員の確認を受けること。この際、掲示場の撤去、設置場所の原状復旧等について指示があった場合は、その内容に従い撤去等をやり直した上で、区選管職員に再度確認を受けること。
- (7) 業務の施行により生じた廃材等は、受注者の負担により、関係法令を遵守して適正に処分すること。ただし、市又は区の選挙管理委員会事務局職員が指示する物件については、別途指定する箇所に保管すること。
- (8) 受注者は、当掲示場の撤去完了後速やかに「撤去届」を、区選管を経由して市選管に提出すること。

5 ポスター掲示板のリサイクル

- (1) 使用後の掲示板については、リサイクル処理をすること。
- (2) リサイクルがされたことが確認できる証明書等を「完了届」に添付して市選管に提出すること。

6 その他

- (1) 受注者は、掲示場設置時等に、市選管職員又は区選管職員の指示により、粗品を配布すること。
- (2) 本業務は、広島県知事選挙が11月9日に執行されることを想定したものであるため、選挙期日の変更が生じた場合は、市選管職員に業務スケジュールを協議の上対応すること。
- (3) 本業務を受託した区において補欠選挙が行われることとなった場合には、市選管と受注者で協議の上、変更契約を締結し、当該補欠選挙のポスター掲示場の作製、設置及び撤去業務を行うこと。
- (4) 上記1～5の業務について疑義が生じた場合又はこれにより難い事由が生じた場合、受注者は、事前に市選管及び該当の区選管の指示を仰ぎ又は協議の上対応すること。